

2. これまでの議論の状況

(1) 人員配置基準の見直し

○ 介護サービス事業者の事業運営の効率化及び人材確保を図る観点等から、これまでのところ、以下の人員配置基準について議論が行われた。

- ① 訪問介護事業所のサービス提供責任者：常勤要件を一定程度緩和
- ② 夜間対応型訪問介護事業所のオペレーター：資格要件を一定の範囲内で緩和
- ③ 小規模多機能型居宅介護事業所の夜勤体制：宿泊サービス利用者がいない場合の要件緩和

事項	現行の基準・要件
訪問介護のサービス提供責任者	サービス提供時間450時間又は訪問介護員等の数10人ごとに常勤の者1以上
夜間対応型訪問介護のオペレーター	看護師、介護福祉士、医師、保健師又は社会福祉士である者1以上
小規模多機能型居宅介護の夜間職員配置	1以上

○ これらのほかにも、事業運営の効率化等の観点から、人員配置基準の見直しを検討してはどうか。

- (例)・介護老人保健施設の支援相談員(入所者100人ごとに常勤の者1以上を配置)
・通所リハビリテーションのPT、OT、ST、看護職員又は介護職員(単位(利用者20人以内)ごとに常勤の者2以上)

(2) 事務負担の見直し

更なる事務負担の見直しについても、具体的な提案を踏まえ、随時、検討し実施することとしている。